

公用車立体駐車場保守点検業務委託仕様書

公用車立体駐車場保守点検業務は、この仕様書によるほか、本市係員(以下「監督員」という。)の承認を受けて誠実に実施するものとする。

なお、契約期間、履行準備期間、履行期間は以下のとおりとする。

契約期間 : 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

履行準備期間 : 契約締結日から令和 8 年 4 月 30 日まで

履行期間 : 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 対象機種

エレベーター方式立体駐車装置「パズルタワー」1～4号機

製造者 富士変速機(株)

収容台数 各号機22台収容 合計88台収容

収容車寸法 全長 5,050mm

全幅 1,850mm

全高 2,000mm

全重量 1,600kg

フロントオーバーハング 1,055mm

ホイールベース 最少1,610～最大2,870mm

A寸法(前輪センターから車輪後端までの寸法) 3,995mm

最低地上高 100mm

2 駐車装置保守点検内容

(1) 昇降関係 ○

ア モータ・減速機の取り付け・異音

ボルトのゆるみを点検する。また、昇降駆動部の異常音、異常振動、発熱、減速器の油量を点検する。

イ ブレーキの作動 ○

正・副ブレーキのギャップを測定する。ESB-190V形の規定ギャップは0.5mm限界ギャップは1mmである。限界ギャップを越えた場合にはギャップ調整をする。センターリングの止めねじを外し、調整ナットを回すと調整を行うことができる。

ウ ピロー形ベアリングユニットの取り付け3か月毎

取り付けボルト、止めねじのゆるみを点検する。

軸径 80mm UCP216 M20 ボルト

軸径 60mm UCP212 M16 ボルト

エ ピロー形ベアリングユニットの異音 ○

運転時に異常音の有無を聞く。

1年に1回程度グリスの補給をする。

- オ スプロケットの摩耗・歯先の異常3か月毎
歯先部分の摩耗、変形を観察する。
スプロケットの歯面の潤滑のためにローラチェーンのローラにグリスを塗る。
- カ ローラチェーンのアンバランス伸びによるリフトの傾き ○
4箇所のガイドレールの各所でローラチェーンの状態を観察し、不等長伸によりリフトが傾いていないかを確認する。20mm以上の差があるときには調節する。なお各吊り部において2本のローラチェーンの長さが同一であるかどうかを確認する。
- キ ローラチェーンのOリングの状態6か月毎
Oリングはゴム製である。
劣化などにより脱落すると、封入されていた油が流れ出るので、普通のローラチェーンと同様に潤滑が必要になる。脱落の有無は各階あるいはピット内のガイドレール根元を目視確認する。
- ク ローラチェーンの伸びの測定 ○
ローラチェーンの伸びを測定する。摩耗により0.5%以上の伸びが認められる場合には、取り替えが必要である。
- ケ ローラチェーンの末端止めの異常 ○
吊り部のボルトのゆるみ、ジョイントリンクの異常の有無を観察する。
- コ ガイドローラの摩耗 ○
ガイドローラの直径を測定する。ガイドローラの直径は176mmである。
- サ ガイドローラ軸の摩耗6か月毎
ガイドローラ・止め輪を外して、軸の摩耗を点検する。
ガイドローラ軸にグリスを塗る。
- シ アーム鉄板の曲がり・ボルトのゆるみ ○
部材の変形、ボルトのゆるみを点検する。
- ス リフトのコームの状態 ○
溶接部の目視点検、あるいはカラーチェックを行う。
- セ リフトの停止位置 ○
1階での停止位置を測定する。30mm以上下がって停止する場合にはエンコーダによる1F停止レベルの補正が必要である。
- (2) 横行関係
- ア ギヤードモータの取り付け・異音 ○
ボルトのゆるみ、異常音を点検する。
- イ ブレーキの作動 ○
ブレーキ解放レバーが解放位置にならないように注意する。
- ウ トレイの状態 ○
トレイの骨組みにおいて変形の有無を点検する。
- エ トレイの停止位置 ○
ストップ部分の隙間が10～15mm を標準とする。
停止位置が狂う場合には、ブレーキ、リミットスイッチの点検をする。

オ ローラーチェーンの張り具合 ○
ローラーチェーンのたるみ量はスパンの4%以内とする。ただし垂直方向の場合は2%以内とする。
たるみ量が多い場合にはチェーンテンションを移動して調節する。ローラーチェーンにはグリスを補給する。

カ ローラ・レールの変形・摩耗3か月毎
ローラの摩耗の状態を点検をする。ローラの直径は98mmである。
レールの変形・摩耗の状態を点検する。レールの厚さは6mmである。

(3) 電気関係

ア 操作盤のスイッチ・ランプの状態 ○
スイッチ類のゆるみを点検する。

イ エンコーダの取り付け ○
エンコーダのプーリ・ベルト、およびボルトのゆるみを点検する。

ウ 各リミットスイッチ・各光電スイッチの異常 ○
運転時に異常表示がなければ異常無しと判断してよいが、1階の光電スイッチなどにおいて衝突による光軸のずれの有無を点検する。

エ タイヤ検出用光電スイッチの反射板の状態 ○
反射板の汚れを落とす。

オ インバータ・シーケンサの作動 ○
運転時に異常表示がなければ異常なしと判断してよい

カ チェーン切れ停止装置の異常 ○
緑色のプラスチック製接触片の摩耗の状態を点検する。
ねじ(マイナス)の増し締めをする。

(4) その他

ア ゲートの状態 ○
衝突による曲がりなどで、動きに異常が無いかどうか点検する。
吊り部のナットのゆるみを点検する。
ローラーチェーン・スプロケットにグリスを塗る。

イ バランスウエイトの状態 ○
吊り部のナットのゆるみを点検する。
ローラーチェーン・スプロケットにグリスを塗る。

ウ ターンテーブルの作動 ○
ターンテーブルの停止位置が狂う場合には、ブレーキの点検をする

エ その他、各部の故障修理・補修等を設備全般について行う。

オ 各項目の○印は毎月(年9回)点検、3・6はそれぞれ3か月・6か月毎に重点的に点検する。

カ 点検時には不意に装置が動くことのないように電源を切り、終了時には自動運転による確認運転を実施すること。

3 管理室警報中継盤

運転時に異常表示がなければ異常なしと判断してよい。

4 点検時期及び派遣者

(1)点検時期

ア パズルタワー(ターン内蔵型)保守点検

上記2の個別内容のうち○印の項目については毎月(年9回)点検を実施、その他の項目は、指定月毎に重点点検を実施する。点検は、各号機年間9回実施するものとし、別紙保守点検実施計画表による。ただし、不具合が発生した場合は、点検月でなくても随時点検を行うこと。

イ 点検日については監督員と協議のうえ決定し、その承認を得るものとする。

(2)派遣者

法令等で定められた資格を有する者で、熟練された技術者とする。

(3)対応

緊急時、24時間体制で対応すること。また、その費用は契約金額に含まれるものとする。

5 費用の負担区分(甲:委託者、乙:受託者)

(1) 甲の負担するもの

ア 保守点検業務実施上使用する消耗品的部品以外の部品に要する費用

イ 甲の判断及び乙の責めに属さない修理に要する費用

ウ 保守点検業務委託契約に基づく委託料

(2) 乙の負担するもの

ア 派遣技術者に要する被服、給与等の諸経費

イ 保守点検業務を行うのに必要な物品等を消費することによって発生する直接物品費

(ウエス、潤滑油などの消耗品・材料費、保全業務で使用する工具・用具費、計測機器などの機械器具費、その他)

ウ 関係官庁に報告する書類作成費用

エ その他諸経費

6 委託料の支払い

(1) 委託料の支払い

委託料は毎月払いとし、契約金額を11で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

(別紙)

公用車立体駐車場保守点検実施計画表

点検月	1号機	2号機	3号機	4号機	点検回数
5月	—	○	○	○	3回
6月	○	—	○	○	3回
7月	○	○	○	○	4回
8月	○	○	—	○	3回
9月	○	○	○	—	3回
10月	○	○	○	○	4回
11月	—	○	○	○	3回
12月	○	—	○	○	3回
1月	○	○	○	○	4回
2月	○	○	—	○	3回
3月	○	○	○	—	3回
年間回数	9回	9回	9回	9回	